

守山市庁舎駐車場運営管理事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、守山市庁舎駐車場運営管理事業に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

守山市庁舎駐車場運営管理事業

(2) 事業内容

別紙、守山市庁舎駐車場運営管理事業仕様書のとおり

(3) 事業期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

※今年度事業者決定から来年度の事業開始までは事業準備期間として、設備の導入工事および市民への周知を行うこととする。

3 事業形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）とする。

※使用許可期間は1年度を単位とし、毎年度使用許可を受けること。

※原則として事業期間中は使用許可の更新を受けることができるが、事業の実施遂行状況によっては許可を行わない場合がある。その場合には設置機器等を速やかに撤収すること。

※継続を希望しない場合は、6か月前までに書面により市に届け出ること。

4 事業者選定の実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始（公告）	令和6年10月2日（水）
質問受付開始	10月3日（木）
質問締め切り	10月10日（木）正午まで
質問回答	10月16日（水）午前9時予定

参加申込書提出期限	10月17日（木）午後5時15分まで
参加資格審査通知発送	10月23日（水）
企画提案書等提出期限	10月28日（月）午後5時15分まで
プレゼンテーション実施	11月5日（火）
審査結果通知発送	11月12日（火）
仕様内容についての協議	11月22日（金）まで

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年10月10日(木) 正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市 総務部 庁舎整備推進室

電話 077-584-5926（直通） FAX 077-582-0539

電子メール shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和6年10月16日(水) 午前9時 予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和39年規則第6号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出す

ること。(発行後3か月以内・写し可・1部ずつ)

ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)

イ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)(法人のみ)

ウ 身元証明書(個人のみ)

エ 印鑑証明書

オ 直近年度の国税(法人税ならびに消費税および地方消費税)、市町村税の完納証明書(法人の場合)

カ 直近年度の国税(所得税ならびに消費税および地方消費税)、市町村税の完納証明書(個人の場合)

※1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その3の2」または「その3の3」。「その3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。

※2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。

※3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近1年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。

キ 委任状(支店等と取引をする場合)(様式第3号)

※ 守山市入札参加資格登録業者は、イからキの書類は不要とする。

(2) 提出期限

令和6年10月17日(木) 午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和6年10月23日(水)頃を目処に通知する。

9 企画提案書等提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

企画提案書は企画提案書(鑑)(様式第4号)に次のアおよびイを折込み提出すること。なお、提出は紙媒体とし正本1部副本6部の計7部を提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 企画提案書の様式は任意様式（A3 片面印刷、枚数自由）でまとめること。
鑑以外にはページ数を記載すること。

(イ) A4 サイズに折込みの上提出すること。

(ウ) 企画提案書には評価基準に基づき以下の項目をもとにその他提案事項を記載すること。

① 実施方針

② サービス品質に関する事項

- ・平常時の管理方針
- ・利用者への対応方針
- ・トラブル、不法駐車への対応方針 等

③ 利便性に関する事項

- ・広報、案内看板等による周知について
- ・機器設置位置、機器の仕様、設置台数
- ・不具合等への対応方針 等

看板、機器の設置位置を図面上に示すこと。この場合において機器の台数は管理実績・価格提案・機器設置台数提案表に記載の内容と整合させること。なお、精算機等の仕様については仕様書の機器条件および設置台数を満たしていることが明確になるように記載すること。仕様書で示す条件および設置台数を満たさない提案を行った場合においては失格と扱うため十分に留意すること。

④ 品質向上に関する事項（提案がある場合）

※候補者として決定した場合であっても仕様協議の中で、提案内容が事業の遂行上問題があると判断した場合や市が提案内容を望まない場合には、内容に変更を加える場合がある。

イ 管理実績・価格提案・機器設置台数提案表（様式第5号）

管理実績・価格提案・機器設置台数提案表に下記項目について記載を行い提出すること。

(ア) 管理実績

① 管理区画が300台以上の駐車場の管理件数

（ゲート式、カメラ式、フラップ式は問わない）

② カメラ式ゲートレス方式における1駐車場あたりの管理台数

駐車場の名称、所在地および管理台数を記載すること。

(イ) 価格提案

① 1時間越えの料金（税込）：時間単位あたりの料金

② 1日最大料金（税込）

- ・ 600 円以上で料金提案を行うこと。600 円未満の提案を行った場合においては失格として扱う。

③ 職員用駐車場区画の料金設定額

- ・ 普通自動車および軽自動車区画のそれぞれの金額の記載を行うこと。
- ・ 税込金額を記載すること。

④ 月額経費

- ・ 税込金額（公租公課負担も含む）で記載を行うこと
- ・ 記載金額をもとに還元額の算定を行うものとする。
- ・ 別紙「売上-月額経費-還元額-価格評価イメージ」は概念図であるためそれ以外の経費がある場合においてはそれを加味して提示を行うこと。

⑤ 余剰利益からの市への還元率

- ・ 50%以上で提示を行うこと。50%未満の提示を行った場合においては失格として扱う。

(ウ) 設置機器台数

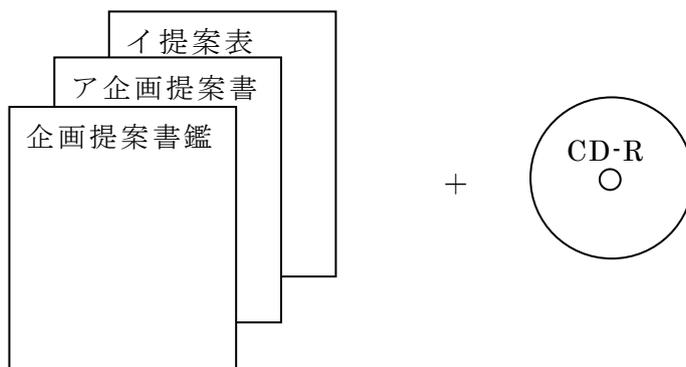
① 精算機の設置台数

② 無料券発券機の設置台数

- ・ 精算機および無料券発券機とも仕様書で定める 5 台以上で提案を行うこと。5 台未満の提示を行った場合においては失格として扱う。
- ・ 企画提案書内で示す設置台数と齟齬がないように留意すること。

ウ 提出された書類の提案内容が実施要領および仕様書で定める条件を逸脱した提案の場合は失格とするため、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施は行わない。

エ 企画提案書（鑑）、アおよびイを CD-R 等の電子媒体（1 部）に保存し提出を行うこと。



(2) 提出期限

令和 6 年 10 月 28 日（月） 午後 5 時 15 分まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明でき

る方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) プレゼンテーションの順番の決定について

提案書の提出時にプレゼンテーションの順番決めのくじ引きを実施する。提出方法が郵送の場合においては、提案書の到着確認時に市職員がくじを代理で引くこととする。これにより決定した順番に対する苦情は一切受け付けない。くじの結果をもとに、プレゼンテーション当日の集合時間を通知するものとする。

10 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時：令和6年11月5日（火） 午前9時00分開始予定（1番目）

(2) 場所：守山市役所 3階 31会議室

(3) 説明時間：15分以内

(4) 質疑応答：10分程度

(5) 出席者：4名以内とする。

(6) プレゼンテーションについて

ア プレゼンテーションでは PC（提案者持参）を利用しスクリーンへの投影を行いパワーポイント等での説明を可能とする。

イ 投影機器は市において準備を行う。機器への接続端子は HDMI 端子であるため、これに対応した機器の持参を行うこと。当日、投影不良が起った場合においては、市は責任を負わない。

ウ プレゼンテーション審査当日の追加提案は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示および企画提案書の提案と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。なお、審査員は提出された提案書一式を各自持参しているものとする。

エ プレゼンテーション、ヒアリングおよび審査は非公開とする。出席者以外の傍聴は認めない。

オ プレゼンテーションおよびヒアリングによる発言および回答は提案内容と同様の扱いとする。

11 審査方法

(1) 別紙「守山市庁舎駐車場運営管理事業評価項目および評価基準」に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。

(2) 評価基準の内、客観的評価および価格評価は提出書類をもとに点数化を行う。

- (3) 主観的評価は書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査員が各自評価、採点する。審査員が各自評価を行った評価点の平均値（小数点第2以下切捨て）を主観的評価の得点とする。
- (4) 客観的評価、主観的評価および価格評価の評価得点の合計が最低基準点60点以上となった提案者のうち、評価得点が最も高いものを候補者とする。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。評価得点が最も高かったものが2者以上あったときは、審査員の多数決によって候補者を選定する。

12 審査結果

- (1) 通知方法：プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知日：令和6年11月12日（火）

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 仕様書等で示す条件を逸脱した提案を行った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 総務部 庁舎整備推進室 担当：上田

電話 077-584-5926（直通） FAX 077-582-0539

電子メール shisetsuseibi@city.moriyama.lg.jp